

監査基準報告書540「会計上の見積りの監査」の改正について

年 月 日
日本公認会計士協会

改正案	現 行
監査基準報告書540	監査基準報告書540
会計上の見積りの監査 2011 年 12 月 22 日 改正 2015 年 5 月 29 日 改正 2021 年 1 月 14 日 改正 2021 年 6 月 8 日 改正 2021 年 8 月 19 日 改正 2022 年 6 月 16 日 改正 2022 年 10 月 13 日 改正 2024 年 9 月 26 日 最終改正 年 月 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第 24 号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 (省 略) 《4. リスク評価手続とこれに関連する活動》 (省 略) 《(2) 過年度の会計上の見積りの確定額又は再見積額の検討》(第 13 項参照) (省 略) A60. 会計上の見積りの確定額と過年度の財務諸表における認識額との間に差異があったとしても、必ずしも過年度の財務諸表に虚偽表示があったことを示しているわけではない。しかしながら、当該差異が、過年度の財務諸表の確定時に利用可能な情報、又は適用される財務報告の枠組みに照らし	会計上の見積りの監査 2011 年 12 月 22 日 改正 2015 年 5 月 29 日 改正 2021 年 1 月 14 日 改正 2021 年 6 月 8 日 改正 2021 年 8 月 19 日 改正 2022 年 6 月 16 日 改正 2022 年 10 月 13 日 最終改正 2024 年 9 月 26 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第 24 号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 (省 略) 《4. リスク評価手続とこれに関連する活動》 (省 略) 《(2) 過年度の会計上の見積りの確定額又は再見積額の検討》(第 13 項参照) (省 略) A60. 会計上の見積りの確定額と過年度の財務諸表における認識額との間に差異があったとしても、必ずしも過年度の財務諸表に虚偽表示があったことを示しているわけではない。しかしながら、当該差異が、過年度の財務諸表の確定時に利用可能な情報、又は適用される財務報告の枠組みに照らし

改正案	現 行
て入手及び考慮することが合理的に期待される情報を経営者が適切に使用しなかったことにより生じているような場合には、虚偽表示を示していることがある（監基報560第14項参照）。そのような差異がある場合、経営者が会計上の見積りを行う際に情報を考慮するプロセスに問題があると判断されることがある。その結果、監査人は、関連する内部統制を評価する計画を見直し、関連する統制リスクを再評価するか、又はより証明力の強い監査証拠を入手する必要があると判断することがある。多くの財務報告の枠組みは、虚偽表示となる会計上の見積りの変更と虚偽表示とならない変更との区別に関する指針及びそれぞれの場合に遵守すべき会計上の取扱いを含んでいる。 （省 略） 《6．評価した重要な虚偽表示リスクへの対応》 （省 略） 《(4) 監査報告書日までに発生した事象からの監査証拠の入手》（第20項参照） （省 略） A93．監査人は、特定の会計上の見積りについて監査報告書日までに発生した事象に関するアプローチを用いないと決定した場合においても、監査基準報告書560「後発事象」を遵守する必要がある。監査人は、期末日の翌日から監査報告書日までの間に発生し、財務諸表の修正又は財務諸表における開示が要求される全ての事象が、識別され、<u>適用される財務報告の枠組みに準拠して</u>財務諸表に適切に反映されているかどうかについて、十分かつ適切な監査証拠を入手するために立案した監査手続を実施する必要がある（監基報560第6項及び第8項参照）。公正価値に関する会計上の見積り以外の多くの会計上の見積りの測定は、通常、将来の状況、取引又は事象の結果によって決まるので、監査基準報告書560に基づく監査人の作業と特に関連がある。 （省 略） 《IV 適用》 （省 略） 以 上	て入手及び考慮することが合理的に期待される情報を経営者が適切に使用しなかったことにより生じているような場合には、虚偽表示を示していることがある（監基報560第13項参照）。そのような差異がある場合、経営者が会計上の見積りを行う際に情報を考慮するプロセスに問題があると判断されることがある。その結果、監査人は、関連する内部統制を評価する計画を見直し、関連する統制リスクを再評価するか、又はより証明力の強い監査証拠を入手する必要があると判断することがある。多くの財務報告の枠組みは、虚偽表示となる会計上の見積りの変更と虚偽表示とならない変更との区別に関する指針及びそれぞれの場合に遵守すべき会計上の取扱いを含んでいる。 （省 略） 《6．評価した重要な虚偽表示リスクへの対応》 （省 略） 《(4) 監査報告書日までに発生した事象からの監査証拠の入手》（第20項参照） （省 略） A93．監査人は、特定の会計上の見積りについて監査報告書日までに発生した事象に関するアプローチを用いないと決定した場合においても、監査基準報告書560「後発事象」を遵守する必要がある。監査人は、期末日の翌日から監査報告書日までの間に発生し、財務諸表の修正又は財務諸表における開示が要求される全ての事象が、識別され、財務諸表に適切に反映されているかどうかについて、十分かつ適切な監査証拠を入手するために立案した監査手続を実施する必要がある（監基報560第5項及び第7項参照）。公正価値に関する会計上の見積り以外の多くの会計上の見積りの測定は、通常、将来の状況、取引又は事象の結果によって決まるので、監査基準報告書560に基づく監査人の作業と特に関連がある。 （省 略） 《IV 適用》 （省 略） 以 上
・ 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正） ・ 本報告書（2024年9月26日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書260「監査役等とのコミュニケーション」（2024年9月26日改正） － 監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024年9月26日改正） ・ 本報告書（ 年 月 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － <u>監査基準報告書560「後発事象」（ 年 月 日改正）</u>	・ 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正） ・ 本報告書（2024年9月26日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 監査基準報告書260「監査役等とのコミュニケーション」（2024年9月26日改正） － 監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024年9月26日改正）

改正案	現 行
(省 略)	(省 略)
以 上	以 上

以 上